

5 み 監 第 4 0 号

令和5年8月10日

みやこ町長 内 田 直 志 様

みやこ町監査委員 木 村 太 吉

みやこ町監査委員 小 田 勝 彦

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
による書類について、それぞれ審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 4 年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和 5 年 8 月

みやこ町監査委員

目 次

1	審査の概要	1
2	審査の期日	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
(1)	総合意見	1
(2)	個別意見	2
(3)	是正改善を要する事項	3

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びに基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されていることを主眼として実施した。

2 審査の期日

令和5年7月28日（金）

3 審査の方法

審査にあたっては、算定数値の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から各比率の算定方法等について意見を聴取した。

4 審査の結果

（1） 総合意見

審査に付された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

① 第3条 健全化判断比率

（単位：％）

年度 比率	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	増 減 (ポイント)	早期健全化 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—	—	14.05
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	19.05
実質公債費比率	3.8	4.6	5.3	5.7	5.9	0.2	25.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—	—	—	350.0

注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」で記載している。

② 第22条 資金不足比率

（単位：％）

年 度 会計名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	経営健全化 基 準
水道事業特別会計	—	—	—	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	20.0

注) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」で記載している。

(2) 個別意見

① 第3条の規定による健全化判断比率について

ア 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさを示すものである。

一般会計等の対象としては、一般会計及び住宅新築資金等事業特別会計及び土地取得特別会計が該当する。

令和4年度の実質赤字比率は、 $\Delta 15.99\%$ であり、黒字を示している。早期健全化基準の 14.10% を大きく下回っており、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計における実質収支額及び資金剰余額（あるいは不足額）との合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、連結全体での経営状況を明らかにするものである。

令和4年度の連結実質赤字比率は、 $\Delta 27.57\%$ であり、赤字は発生していない。早期健全化基準の 19.10% を大きく下回っており、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する町債の元利償還金及び準元利償還金合計額の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度財政負担となっているかを示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に参入される額は控除される。実質公債費比率における会計の範囲としては、公営企業、一部事務組合等に係る負担も含まれる。

実質公債費比率（過去3か年平均）は、 5.9% であり、前年度より 0.2 ポイント上昇したが、早期健全化基準の 25.0% を大きく下回っており、健全であるとみなされる。

エ 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率である。将来負担比率は算定されないことを確認した。

② 第22条の規定による資金不足比率について

水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の公営企業会計に資金不足は発生していない。よって、資金不足比率は算定されないことを確認した。

(3) 是正改善を要する事項

特段に指摘すべき事項はない。

令和5年8月10日

みやこ町監査委員 木村 太吉

みやこ町監査委員 小田 勝彦